新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第48号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（汚水等に係る有害物質）
第15条　条例第35条第２項第１号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。
(1)～(14)　（略）
(15)　<u>１，２－ジクロロエチレン</u>
(16)～(26)　（略）
<u>(27)　塩化ビニルモノマー</u>
<u>(28)　１，４－ジオキサン</u>

別表第６（第17条、第19条の２関係）
排出水に係る規制基準
(1) 有害物質
<table><tr><th>番号</th><th>有害物質の種類</th><th>許容限度</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>27</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>28</td><td>１，４－ジオキサン</td><td>１リットルにつき0.5ミリグラム</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>(2)　（略）

別表第６の３（第21条の12関係）
地下水の汚染状況の監視に係る特定工場等及び特定事業場
１・２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する特定工場等又は特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第１第68号の２又は第71号の２に掲げる施設のみを設置している特定事業場を除く。）
(1)　（略）
(2) 次の表の有害物質の種類の欄に掲げる有害物質のいずれかを使用し、又は保管する特定工場等又は特定事業場のうち、当該有害物質の１年間の使用量又は保管量が同表の使用量又は保管量の欄に定める量以上であるもの
<table><tr><th>番号</th><th>有害物質の種類</th><th>使用量又は保管量</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>（汚水等に係る有害物質）
第15条　条例第35条第２項第１号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。
(1)～(14)　（略）
(15)　<u>シス－１，２－ジクロロエチレン</u>
(16)～(26)　（略）

別表第６（第17条、第19条の２関係）
排出水に係る規制基準
(1) 有害物質
<table><tr><th>番号</th><th>有害物質の種類</th><th>許容限度</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>27</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>(2)　（略）

別表第６の３（第21条の12関係）
地下水の汚染状況の監視に係る特定工場等及び特定事業場
１・２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する特定工場等又は特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第１第68号の２又は第71号の２に掲げる施設のみを設置している特定事業場を除く。）
(1)　（略）
(2) 次の表の有害物質の種類の欄に掲げる有害物質のいずれかを使用し、又は保管する特定工場等又は特定事業場のうち、当該有害物質の１年間の使用量又は保管量が同表の使用量又は保管量の欄に定める量以上であるもの
<table><tr><th>番号</th><th>有害物質の種類</th><th>使用量又は保管量</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

7	１，２－ジクロロエチレン	シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレンの合計量５トン
（略）		
14	（略）	（略）
15	塩化ビニルモノマー	１トン
16	１，４－ジオキサン	５トン

別表第６の５（第21条の12、第21条の18、第21条の19関係）

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつきシス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
28	塩化ビニルモノマー	１リットルにつき0.002ミリグラム
29	１，４－ジオキサン	１リットルにつき0.05ミリグラム
（略）		

別表第６の６（第21条の16、第21条の17関係）

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	１，２－ジクロロエチレン	シス体にあつては１リ

7	シス－１，２－ジクロロエチレン	５トン
（略）		
14	（略）	（略）

別表第６の５（第21条の12、第21条の18、第21条の19関係）

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	シス－１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつき0.04ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
（略）		

別表第６の６（第21条の16、第21条の17関係）

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件

番号	有害物質の種類	基準値
（略）		
16	シス－１，２－ジクロロエチレン	１リットルにつき

		ットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては１リットルにつき0.004ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
28	塩化ビニルモノマー	１リットルにつき0.0002ミリグラム
29	１，４－ジオキサン	１リットルにつき0.005ミリグラム
（略）		

		0.004ミリグラム
（略）		
27	（略）	（略）
（略）		

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。